

外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

外国人技能実習法により、技能実習の適正な実施及び技能実習生を保護するため、監理団体には監理責任者等講習を、実習実施者には技能実習責任者講習の受講を義務付けています。

※監理責任者及び外部役員・外部監査人、技能実習責任者は、2020年3月31日までに講習の修了が必須です。（講習修了者がいないと技能実習生の受入れができなくなります）

(公社)全国労働基準関係団体連合会(略称：全基連)は都内で下記のとおり講習会を開催します。

関係者の皆様には奮ってご受講いただきますようご案内します。受講いただいた方には、使い勝手の良いと評判の「安全衛生パスポート」（安全衛生に関する基本的なキーワード100語を10カ国語に翻訳したもの）を無償で提供しています。

講習名	受講対象者	開催日	講習時間等	受講料
監理責任者等講習	監理団体の 監理責任者、指定外部役員・ 外部監査人、監査担当職員等	2020年3月4日(水)	受付開始 8:30 講習開始 8:55 講習終了 16:40	12,000円 (テキスト代・消費税込)
技能実習責任者講習	実習を実施する事業所の 技能実習責任者	2020年3月5日(木)	受付開始 8:30 講習開始 8:55 講習終了 16:40	11,000円 (テキスト代・消費税込)
		2020年3月6日(金)		

- 講義開始時刻 9:00 の5分前までに受付を済ませてください。
- 講義開始後の遅刻入場は認められません。
- 受講態度が不良な場合は退場していただくことがあります。(講義中の私語やスマホの操作等) 予めご了承くださいませようお願いします。

■会場 中労基協ビル4階ホール

東京都千代田区二番町9-8

東京メトロ有楽町線「麴町」駅下車徒歩3分

JR中央線「四ツ谷」駅徒歩8分

■定員 各講習とも80名

■お申し込み

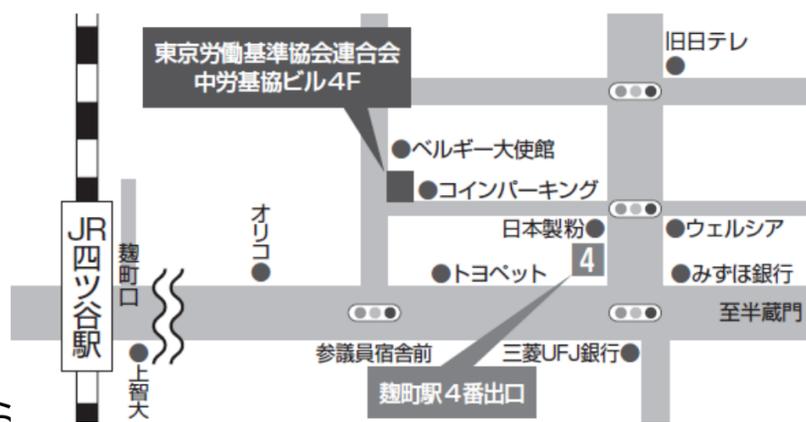
全国労働基準関係団体連合会のホームページから

<https://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>

全基連 > セミナー等 > 外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

■申込開始日 2019年12月25日(水)

■申込締切日 2020年2月3日(月) お申込が集中している場合、お申込の途中で満席となることもあります。



お問い合わせ先

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会 (略称：全基連)

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6階

TEL 03-5283-1031 FAX 03-5283-1032

担当：西津、石田、高木

外国人技能実習制度関係者養成講習

技能実習法*によって、技能実習制度をこれまで以上に適正かつ円滑に運営する観点から、技能実習生を我が国に受け入れる監理団体や、実際に技能実習を行う実習実施者は、技能実習を担当する役職員の職務に応じた、技能実習・入管関係法令、労務管理・安全衛生の分野等に関する一定の講習(養成講習)を受講していただくこととなりました。

*「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年11月成立、平成29年11月1日施行)

養成講習は、① 受講を修了した者を配置しなければ技能実習制度を利用できない、あるいは、② 修了した者をより多く配置すれば優遇措置を受けやすいものとなっており、講習を修了した者を配置しなければ事業を継続できなくなるおそれがあります。

監理団体関係者の皆さん、実習実施者の皆さん、全基連の養成講習の受講をご検討ください。

〔監理責任者等講習〕

監理責任者	監理団体の事業所における監理事業の責任者です。監理団体は、監理事業を行う事業所ごとに、過去3年以内にこの講習を修了している者を監理責任者として選任する必要があります。
指定外部役員・外部監査人	指定外部役員・外部監査人は、監理事業を行う各事業所に3か月に1回以上、監理団体の設備・書類等を点検し、監査等の業務が適正に行われているか確認し書類を作成するなどします。外部監査人は、監理事業を行う各事業所に1年に1回以上監査担当職員の監査に同行し、監査が適正に行われているかを確認し、結果を記録した書類を監理団体へ提出します。指定外部役員や外部監査人には、監理団体や実習実施者と密接な関係を持たないものであって、この講習を過去3年以内に修了している者であることが必要です。
その他監査担当職員	監理団体の監査を担当する職員です。監理業務に関する知識を習得し、理解を深めようとする方などが対象となります。

〔技能実習責任者講習〕

技能実習責任者	技能実習指導員や生活指導員、その他の技能実習に関与する職員の監督や技能実習の進捗状況などを管理します。 実習を実施している事業所ごとにこの講習を修了している者を技能実習責任者として選任する必要があります。
---------	---

講習機関や講習内容・時間数などが定められている法定講習です。理解度テストもあります。

したがって、

- (1) 講義開始に遅れないように！(遅参・中抜け・早退は受講を修了したことになりません。)
- (2) 本人確認をします。顔写真付きの公的証明書(顔写真付きでない場合には 複数の公的証明書)などをご持参ください。

■理解度テストの合否

理解度テストの合格者には受講証明書、不合格者には不合格通知書を交付します。

合否ラインは、監理責任者等講習80点、技能実習責任者講習70点です。

監理団体が選任する**監理責任者**、**指定外部役員**および**外部監査人**
実習実施者が選任する**技能実習責任者**の方は

養成講習を必ず受講してください！

養成講習の修了は**監理団体の許可**および**技能実習計画の認定**に**必須の要件**です。
※令和2年3月31日に経過措置が終了するため、既に監理団体許可や技能実習計画認定を受けていても、上記の方は同日までに養成講習を修了する必要があります。



**令和2年3月31日までに、下記のいずれかの養成講習機関
において養成講習を受講[※]することが必要です！**

※講義終了後に実施される理解度テストに合格する必要があります。

監理団体（監理責任者、指定外部役員、外部監査人）を対象とした養成講習機関一覧

養成講習機関名	連絡先	実施エリア
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会	03-5283-1030	全エリア
公益財団法人国際研修協力機構	03-4306-1156	関東
株式会社ウェルネット	03-6380-1512	全エリア
株式会社PMC	03-3352-3899	関東、中国、四国
特定非営利活動法人ビザサポートセンター広島	082-962-7744	中国
特定非営利活動法人グローバルライフサポートセンター	092-283-8891	九州
株式会社アプエンテ	03-6205-6642	関東、中部・北陸

実習実施者（技能実習責任者）を対象とした養成講習機関一覧

養成講習機関名	連絡先	実施エリア
株式会社オフアーズ	027-329-7001	関東、中部・北陸
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会	03-5283-1030	全エリア
公益財団法人国際研修協力機構	03-4306-1156	全エリア
株式会社ウェルネット	03-6380-1512	全エリア
一般社団法人関西環境開発センター	06-4256-5520	近畿
株式会社PMC	03-3352-3899	全エリア
特定非営利活動法人ビザサポートセンター広島	082-962-7744	中国
特定非営利活動法人グローバルライフサポートセンター	092-283-8891	九州
株式会社事業創造コンサルティング	025-249-1117	関東、中部・北陸
株式会社アプエンテ	03-6205-6642	関東、中部・北陸

講習日時、講習会場は、講習機関別で厚生労働省ホームページに掲載
しています。QRコードからアクセスして御確認ください！

